

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 25 日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

最低賃金の引上げに関連した支援の拡充について

令和 7 年 9 月 5 日までに、最低賃金について、全ての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられました。それらの結果、先月中央最低賃金審議会で取りまとめた目安 6.0 % を大幅に上回る 6.3 %、引上げ額は過去最大の 66 円となり、全国加重平均は 1,121 円となりました。

その上で、9 月 5 日、石破内閣総理大臣からは、賃上げに努力いただいている中小企業・小規模事業者の皆様にきめ細かい支援を行うべく、各業界の所管省庁が一体となり、周知広報を徹底するとともに、国民の皆様への安心に向けた賃上げの環境整備に今後とも最大限努力する旨、ご発言がありました。

最低賃金の引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（いずれも令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の中で、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&A を通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今般は、その一環として、政府として、生産性向上の支援策を強化します。

具体的には、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、例えば以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講じることとされており、これは賃上げに取り組む医療機関においても使用可能です。

① 業務改善助成金（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001557790.pdf>

② IT 導入補助金（経済産業省）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it.pdf

以下資料もご参照ください。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/siryou.pdf

貴会におかれましては、貴会会員に対して上記支援策の周知を行っていただけますと幸いです。

なお、助成金及び補助金に関する質問については、各URLに記載の連絡先までお問合せいただきますようお願いいたします。

さらに、今回これらの措置に加え、既存施策などをまとめたパンフレット等について中小企業庁・厚生労働省にて作成し、9月9日に公表されましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、個別の支援策に関する質問については、別添パンフレットに記載の連絡先までお問合せいただきますようお願いいたします。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限> 30万円～600万円

<助成率> 3/4 ～ 4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

経営コンサルティング: 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他: 顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先

業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

詳しくはこちら



問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376

補助上限: 最大450万円

補助率: 1/2～4/5



経済産業省



最低賃金引上げに向けた 経済産業省の中小・小規模企業への支援策

2025年9月

中小企業庁

経済産業省の中小・小規模企業への支援策

- 過去最大の引上げ額（全国加重平均66円）である最低賃金の引上げに際し、(1)賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化、(2)賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援、(3)中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化など、賃金引上げに向けた環境の整備に係る支援を包括的に行う。

（１）賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

- ① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行
- ② 発注側企業等における取引慣行の改善
- ③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

（２）賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

- ① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等
- ② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援
- ③ 100億企業等に対する成長加速化支援
- ④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

（３）中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化

- ① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和
- ② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇
- ③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

(1) 賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行

- 改正下請法（取適法）により、賃上げの原資を確保するためのサプライチェーン（SC）全体での価格転嫁や支払期間の短縮等の課題に対し、協議に応じない一方的な価格設定の禁止、手形払いの禁止等を措置。
- 令和8年1月1日からの改正法施行に向けて、振興基準等の改正を行うとともに、公正取引委員会等とも連携しつつ、47都道府県での事業者説明会や、テレビ・インターネット広告等、改正法に係る周知広報を徹底。

② 発注側企業等における取引慣行の改善

- 本年3月の「価格交渉促進月間」を踏まえ、中小企業30万社へのアンケート調査を実施。10社以上の中小企業から主要な取引先として挙げられた企業等について、発注側企業ごとに、交渉・転嫁・支払条件の状況を整理し、4段階で評価した「発注者リスト」を8月5日に公表（発注側企業446社、国・地方公共団体等71機関）。
- 本年9月の「価格交渉促進月間」においても、経済産業大臣によるメッセージなど、取引適正化の推進に向けた積極的な周知・広報を実施。また、評価が芳しくない発注側企業には、業所管の大臣名で企業トップへ指導・助言を行うとともに、評価が芳しくない地方公共団体等に対しても改善に向けた働きかけを行う。
- さらに、取引Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合に、発注側企業に取引慣行の改善を促す「注意喚起」や、受注者及びその先の取引先に配慮した取引慣行への改善を求める「協力要請」等の行政指導を強化。

③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

- 今般の法改正を踏まえた、自主行動計画の策定・改正や、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃、自主行動計画に基づく取組の充実や改善、パートナーシップ構築宣言の実施等について、業界団体向けの要請を実施。
- 現在、31業種（84業界団体）が、取引適正化に向けた「自主行動計画」を策定済みであり、引き続き、業界団体における取組状況についてフォローアップを行う。

(2) 賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等

- ・ 小規模事業者に対して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援。一定以上の賃金引上げに取り組む場合は手厚く支援し、稼ぐ力を強化。
- ・ よろず支援拠点等を通じ、企業のさらなる生産性向上を後押しする伴走支援を実施。

持続化補助金の概要

- ・要件：経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者
- ・補助上限：50万円（賃上げ特例活用の場合は、左記補助上限に150万円上乘せ）
- ・補助率：2／3

② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援

- ・ 中小企業向け賃上げ促進税制における5年間の繰越控除措置の活用などを通じて、赤字の状況でも賃上げに挑戦できるよう、後押しを行う。

③ 100億企業等に対する成長加速化支援

- ・ 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入れによる地域経済への波及効果が大きい100億企業を目指す中小企業を支援し、これを中核とした地域経済全体の稼ぐ力を強化。

④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

- ・ 地域の経営資源の散逸を防止し、地域の成長の実現に重要な事業承継や、規模の拡大を通じた経営の効率性向上・シナジー効果を生み出すM&Aについて、引き続き支援を行う。

(3) 中小・小規模企業の生産性向上の賃上げ支援機能の強化

① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和

現行制度

- 2024年度から、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「**最低賃金引上げ特例**」で、**通常より高い補助率**（1/2から2/3に引上げ）で支援。

- 指定する一定期間（R5.10～R6.9）までの間で、3ヶ月以上、**地域別最賃+50円以内**で雇用している従業員が、全従業員数の30%以上いること

改正内容

- 「最低賃金引上げ特例」について、今般の最賃引上げ額を踏まえ、以下の通り、**対象企業を拡大する要件緩和**を行う。

- 指定する一定期間において、3か月以上**改定後の地域別最賃未満**で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇

改正内容

- ①で示した改正内容に該当する事業者に対し、補助率引上げに加え、採択審査において**加点措置**も実施。
 - 指定する一定期間において、3か月以上**改定後の地域別最賃未滿**で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
- さらに、厳しい経営状況においても、全国的な最低賃金の引上げ幅以上に賃上げの努力を行った企業を応援するため、以下の要件を満たす場合に、採択審査において**加点措置**を実施。
 - 一定期間において、事業場内最賃を「**全国目安で示された最低賃金の引上げ額（63円）**」以上の賃上げをする事業者

③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

- 中小企業庁、厚生労働省の支援策を掲載した**リーフレットを共同で作成。それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を徹底する**。その際、持続化補助金等の賃上げ原資確保に向けた対策についても盛り込む。
 - 厚生労働省の労働局・働き方改革推進支援センター（全国47か所）及び労働基準監督署（全国321か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金を紹介する。
 - 中小企業庁のよろず支援拠点（全国47か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、内容に応じ、厚生労働省の働き方改革推進支援センター及び業務改善助成金を案内する。